

浄化槽指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横須賀市における浄化槽の設置及び維持管理について、必要な指導事項を定めることにより生活排水の適正な処理を推進し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理するものであって、放流水の生物化学的酸素要求量（BOD）の日間平均値が20mg/l以下の性能を有するものをいう。

(2) 単独処理浄化槽 浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。

(3) 生活排水 し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他特殊な排水を除く。）をいう。

(合併処理浄化槽の設置)

第3条 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域に掲げる地域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域において生活排水を排出しようとする者は、生活排水を適正に処理するために、合併処理浄化槽を設置しなければならない。ただし、当該敷地の状況により合併処理浄化槽を設置することができない場合その他特別の理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 下水道事業計画区域以外の地域において、単独処理浄化槽又は汲み取り便所を設置している者は、生活排水を適正に処理するために、合併処理浄化槽を設置するよう努めなければならない。

(立入検査)

第4条 市長は、この要綱の施行に関し必要と認めるときは、浄化槽の設置場所に立ち入り、当該浄化槽の維持管理の状況及び放流水の水質状況等について、検査することができる。

(報告)

第5条 市長は、この要綱の施行に関し必要な事項について、浄化槽管理者及び浄化槽管理者から受託した保守点検業者等に報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱の施行について、必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。